

様式(細則 5-2)

令和 4年 3月 31日

浜田市議会議長
 笹 田 順 様

議員名 村木 勝也

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和 4年 1月 12日 (水) 14:00~ 16:30

2. 研修内容

新人からベテランまで自治体議会特別セミナーin 浜田!!

- ・議員の資質向上の在り方
- ・二元代表制における議会活動
- ・議会運営の基本
- ・議員力・議会力の強化

3. 研修先

石央文化ホール 302 会議室

4. 調査経費 7,000 円

(経費内訳 受講料 5,000 円 、テキスト代 2,000 円)

5. 調査研究活動の概要

I 議員の資質向上

- ・議会の役割・機能
最初の問い合わせに私は、意思決定機関と答えた。
- ・憲法には議事機関と規定
- ・執行機関の監視機能→二元代表制
- ・政策形成に関わるべき



II 議会運営の基本

- ・議会は、首長の追認機関ではない。
- ・二元代表制の意義
- ・何のために議会はあるのか。
- ・議会の権限は限定的に列挙するやり方をとっている。
- ・戦略を持って政策提言できる議会

III 議員力・議会力の強化

- ・政策立案、政策提言 このことが議員間で共有できるか。
- ・議会力の強化が議会改革→浜田市はできている。だから会場を浜田市にした。議会改革浜田市は、87位である。
- ・一人の議員の意見は、議会の意見ではない。

IV 監視機能の強化

- ・議員一人の問題ではなく、議会としてどう考えるのかが大切
- ・「質問権」は、議員の固有の権限
- ・「検討する」の後が追跡調査が大切→議会として取り組むべき
ここで昨年の市民一日議会について講師から、その後について照会があり、
先輩議員が回答された。

V 政策提案・政策提言機能の強化

- ・一般質問から議会の政策提案
- ・議員の問題提起を委員会の所管事務調査
- ・先進他市を紹介(一般質問、委員会質問、所管事務調査)
- ・通年制議会 ※浜田市議会は、通年会期制

VI コロナ禍の議会運営

- ・オンラインによる委員会の開催事例→条例改正

所感

この度の研修を受け、私は次の二つについて考えを改めました。

まず一つは、「議会は、首長の追認機関ではない。」ことである。当然ではあるが、33年間執行機関に勤め、このことは、議員とは、議会とは、を考えなければと痛感した。

それともう一つは、「議員間での議論」である。

特に講師からは、政策提案・政策提言のことを語られ、そのためには、議員一人ひとりの力も必要であるが、会派や委員会等でしっかり議論すべきであることを学んだ、やはり、議会は、憲法で定められた通り、議事(事を議する)機関である。

また、講演の随所に講師から浜田市への照会において、先輩議員や事務局が回答されたこともたいへん勉強になった。

終わりにあたり、議員には、初任の研修がなく、かつ、おりしも浜田市議会

も議会基本条例を見直すこの時期に研修に参加したことは、とても有意義でした。